

呉市総合ケアセンターさざなみ条例施行規則（平成17年3月18日規則第9号）

最終改正:令和5年3月31日規則第17号

改正内容:令和5年3月31日規則第17号 [令和5年4月1日]

○呉市総合ケアセンターさざなみ条例施行規則

平成17年3月18日規則第9号

改正

平成18年3月30日規則第29号

平成21年12月25日規則第40号

平成30年6月29日規則第24号

令和元年10月1日規則第16号

令和3年7月30日規則第28号

令和5年3月31日規則第17号

呉市総合ケアセンターさざなみ条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、呉市総合ケアセンターさざなみ条例（平成17年呉市条例第32号。以下「条例」という。）第5条第3項、第7条第2項及び第12条の規定に基づき、呉市総合ケアセンターさざなみ（以下「さざなみ」という。）の管理及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（職員）

第2条 条例第2条の事業を円滑に実施するため、さざなみに看護主任及び介護主任を置く。

（使用者の資格）

第3条 さざなみを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）原則として市内に居住する者で、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第3項及び第4項に規定する要介護者及び要支援者

（2）その他市長（さざなみの管理を指定管理者（条例第2条の2に規定する指定管理者をいう。以下この号において同じ。）に行わせる場合は指定管理者）が特に必要であると認める者

（使用料の納付等）

第4条 さざなみを使用する者は、市長に対し、条例第5条の規定による使用料を毎月末日までに納付しなければならない。

2 条例第5条第3項の規定により規則で定める使用料の額は、別表第1のとおりとする。

（手数料の額）

第5条 条例第7条第2項の規定により規則で定める手数料の額は、別表第2のとおりとする。

（委任）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成17年3月20日から施行する。

付 則（平成18年3月30日規則第29号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成21年12月25日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年6月29日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年10月1日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年7月30日規則第28号）

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

付 則（令和5年3月31日規則第17号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

種類	利用区分	使用料	
食事の提供に要する費用	介護保健施設サービス, 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護	1日につき	1,850円
	通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション	1日につき	700円
居住及び滞在その他日常生活に要する費用	介護保健施設サービス, 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護	従来型個室	法第51条の3第2項第2号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに法第61条の3第2項第2号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成17年厚生労働省告示第412号)において定める額
		多床室	従来型個室の使用料の額に1日につき2,000円を加算した額
		特別室個室	従来型個室の使用料の額に1日につき1,000円を加算した額
		特別室2人室	従来型個室の使用料の額に1日につき1,000円を加算した額
		洗濯費用	1日につき
	日用品費	1日につき	200円
	通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション	日用品費	1日につき

## 備考

- 法第51条の3第1項及び第61条の3第1項に規定する特定入所者に係る介護保健施設サービス, 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の食事の提供に要する費用並びに居住及び滞在に要する費用については, 法第51条の3第2項第1号及び法第61条の3第2項第1号に規定する食事の負担限度額並びに第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額を使用料の限度額とする。
- 洗濯費用に係る使用料の1月当たりの合計額が4,500円を超える場合は, この表の規定にかかわらず, 当該月の洗濯費用の額は1月につき4,500円とする。

別表第2(第5条関係)

区分	手数料
診断書	1通につき 5,000円
その他証明書等	1通につき 1,500円

---